

予 防

火 災 予 防

火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関のみならず市民や事業所などが一体となった地域ぐるみの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、市民や事業所で組織している自主防火団体、防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

1. 火災予防運動の推進

火災や火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協議会及び危険物安全協議会などの防火協力団体と消防が一体となり、「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

2. 広報・広聴活動

消防広報は、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしている。

札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター、「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞やラジオ、テレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

4. 子どもに対する防火・防災教育

次の世代の主人公として社会の中心を担う子どもたちに対し、子どもの発育段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行うことで、地域の防火・防災力向上を図ることを目的としている。これは、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する能力を育むことである。主な事業は、幼稚園などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学4年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の「防災教育は人の命を救う」という教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子どもに対する防火・防災教育を実践している。

5. 住宅防火対策

札幌市では、住宅火災における死者のうち、高齢者の占める割合が4割強となっている。このため、

福祉行政等との連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所等への情報提供や防火研修会を実施している。

さらに、民間企業等の協力を仰ぎ、防火ちらしの配布及びポスターの掲示等の防火啓発を実施している。

6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、平成27年中は92件（前年比10件増加）と出火原因の2位となり、全火災の約17%を占めている。また、連続放火も9事案、26件発生していることから、地域や関係行政機関・関係団体などと連携した放火防止対策を実施している。

平成27年予防主要事業

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
1	文化財防火デー	1月26日	文化財に対する防火思想の普及促進	文化財（建造物）に対する査察実施及び防火意識の高揚	文化財（8か所）等
4	春の火災予防運動	4月20日 ～ 4月30日 (11日間)	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	1. 住宅等における防火安全対策の推進 2. 放火・連続放火防止対策の推進 3. 危険物及びLPガスに関する安全意識の高揚 4. 製品火災の発生防止に向けた取組の促進 5. 催しにおける防火安全対策の徹底	
	ススキノ地区合同査察	4月28日	ススキノ地区の安全・安心の向上	1. 性風俗店の人命危険・火災危険の排除 2. 関係機関との合同による安全指導	ススキノ地区に所在する性風俗店
6	危険物安全週間	6月7日 ～ 6月13日 (7日間)	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、市民に対してガソリン、灯油などの危険物に関する知識を普及し、安全で安心な市民生活の確保を図る。	1. 危険物施設における保安体制の整備促進 2. 危険物の保安に関する知識の普及啓発 3. 法令違反の是正促進	危険物製造所等
	放火防止対策推進会議	6月12日	放火防止対策の推進	放火防止に係る関係機関等との連絡調整、情報提供及び連続放火防止対策の強化	
9	地下街合同防災査察	9月16日	地下街の防火安全体制の確立	ポールタウン、オーロラタウン及びアピアの3地下街に対する査察	地下街
10	移動タンク貯蔵所等指導強化期間	10月1日 ～ 10月31日 (31日間)	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の保安体制の確立	1. 移送前点検の推進 2. 電気設備の機能に係る維持管理の徹底 3. 定期点検実施の推進 4. 危険物の運搬に係る法令知識の啓発	移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両

10	秋の火災予防運動	10月15日 ～ 10月31日 (17日間)	暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	1. 住宅等における防火安全対策の推進 2. 放火・連続放火防止対策の推進 3. 危険物及びLPガスに関する安全意識の高揚 4. 製品火災の発生防止に向けた取組の促進 5. 催しにおける防火安全対策の徹底	
11	ススキノ地区夜間無通告一斉査察	11月16日 11月19日 12月3日 (3日間)	ススキノ地区の安全・安心の向上	1. 飲食店ビルの人命危険・火災危険の排除 2. 関係機関との合同による安全指導	ススキノ地区に所在する飲食店ビル

予防広報・広聴状況 (平成27年中)

1. 広報活動状況

(単位：回、人、台)

区分	総数		自衛消防訓練		自主防災訓練		出前講座		広報行事		消防関係	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	出向職員	参加団員
総数	2,035	165,685	1,652	127,383	172	10,969	49	2,127	162	25,206	9,789	1,088
地域住民	834	50,321	540	17,180	158	9,617	38	1,488	98	22,036	4,137	767
事業所	776	39,698	752	38,398	5	320	9	555	10	425	3,086	185
社会福祉施設	462	15,389	453	15,108	1	50	1	15	7	216	1,565	12
幼児	206	26,944	186	25,822	4	455	-	-	16	667	1,141	1
児童	73	7,954	50	6,087	3	570	-	-	20	1,297	543	81
生徒	74	34,596	64	33,954	-	-	1	6	9	636	435	43
大学生等	18	5,207	17	5,182	-	-	-	-	1	25	76	-
その他	54	965	43	760	2	7	1	78	8	120	371	11

2. 広聴事務（火災予防相談等）処理状況

(単位：件)

総数	要望	苦情	提言	問合せ	その他
16,741	2,678	74	28	13,810	151

幼年・少年消防クラブの結成状況（平成28年3月31日現在）

1. 幼年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総数	47	189	4,388
中 央	3	12	294
北 東	4	27	408
	5	19	556
白 石	4	15	554
厚 別	5	27	372
豊 平	5	21	461
清 田	5	15	391
南	5	13	223
西	5	13	329
手 稲	6	27	800

2. 少年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総数	49	312	901（361）
中 央	5	33	85（29）
北 東	5	35	83（35）
	5	14	60（11）
白 石	4	21	54（24）
厚 別	5	25	102（47）
豊 平	4	24	75（28）
清 田	5	46	136（49）
南	5	31	88（41）
西	5	36	105（49）
手 稲	6	47	113（48）

（注）（ ）は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（平成27年中）

1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行事名	活動内容	実施回数	参加延人員
総数		175	22,724
防火の呼びかけ	防火みこし、防火パレード	4	308
避難訓練等	避難訓練、放水体験、車両展示	62	10,850
防火もちつき等	防火もちつき、防火豆まき	21	2,580
クラブ結成式等	新入クラブ式・卒業クラブ式	23	2,039
防火のお話	防火映画等	28	4,499
防火のつどい	お年寄りとのふれあい会等	7	466
その他	消防署訪問等	30	1,982

2. 少年消防クラブ

(単位：回、人)

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		510	10,224
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	16	295
防 火 の 呼 び か け	防火パレード、防火ちらし配布	42	1,033
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	6	81
防 火 の つ ど い	防火のつどい	6	145
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	202	2,775
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	43	1,202
防 火 啓 も う 品 作 成	防火年賀状、防火クリスマスカード等の作成配布	5	68
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	6	170
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	8	160
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	43	1,902
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	13	272
会 議	クラブ活動方針等	39	392
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	8	147
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	73	1,582

査察・指導の概要

本市における防火対象物は、高層・大規模化が進み、その管理形態や使用形態も複雑多様化している。また、都市機能の24時間化や、市民のライフスタイルの多様化、社会環境の変化など火災の潜在的危険性は高まっており、これら防火対象物における火災危険の排除の徹底と事業者の自主的な防火管理を推進するため、査察・指導業務を重点的かつ効果的に展開し、市民の暮らしの安全と安心の確保に取り組んでいる。

1. 査察等の執行体制

市民や札幌市を訪れる観光客等の安全を確保するため、「札幌市消防局査察等に関する規程」等に基づき、予防部指導課及び各消防署職員により、消防法令違反がある対象物には重点的・継続的な査察を実施しており、また違反のないものに対しても建物の安全性の向上に向け、違反を予防するための定期的な査察や巡回確認による把握に取り組んでいる。

2. 違反是正の推進

防火対象物の法令違反は、利用する市民に深刻な被害を及ぼす危険性があることから、平成21年度から予防部指導課に設置した「機動査察係」を核として、重大な法令違反に対しては是正命令等の消防法上の権限を適正に行使し、市内の法令違反対象物の減少に取り組んでいる。

平成27年度は、消防法に基づく是正命令を29件発令した。

3. 民間企業と連携した法令遵守の取組について

消防用設備等の点検率を向上させ、市民の安全を高めるため、平成27年11月15日に不動産関連団体と「点検報告の情報提供にかかる協定」を締結した。

この協定に基づき、市内のマンション、アパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、不動産会社と連携して建物所有者や借主、買主に対して広く周知を行い、法令遵守を推進している。

4. 違反公表制度

建物利用者の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るため、平成27年4月1日から、市内のホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の対象物について、札幌市公式ホームページに公表する制度を開始し、平成27年度は38件を公表した。

5. 防火対象物定期点検報告制度

防火管理の徹底を図ることを目的に、一定の規模、用途の防火対象物の管理権原者に対して、専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について、1年に1回点検を行わせ、その結果を報告させることが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができ、また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。

6. 防災管理点検報告制度

大規模地震等の災害による被害を軽減するために11階以上かつ延べ面積が1万平方メートル以上等、特に大規模な防火対象物の管理権原者に対して、専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に防災管理の状況等について、1年に1回点検させ、その結果を報告させることが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防災基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防災管理点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物は「防災優良認定証」を表示することができる。

7. 防火管理体制の検証制度

過去、多数の死傷者を生じた火災事例を契機として、平成元年4月から旅館・ホテル、平成5年1月からは病院・社会福祉施設において、夜間の当直勤務者等最少の勤務人員で、火災が発生した場合に必要な消火・通報・避難誘導等が適切に行えるかどうかを検証する制度を導入し、適切な夜間の防火管理体制の実施に向け指導を行っている。

なお、平成7年4月からは、物品販売店舗についても検証の制度化を図り、防火管理体制の指導強化に努めている。

8. 札幌市防火優良対象物表示公表制度

平成18年から実施している「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、平成26年4月1日から新たな制度である「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を開始した。

この制度は、申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、一定の基準に適合した宿泊施設に対して表示マークを交付するとともに、表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表するものである。

9. 自衛消防業務講習

一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に対しては、一定の基準を満たす自衛消防組織の設置が義務付けられている。この自衛消防組織の統括管理者を育成するため、平成21年度から「自衛消防業務新規講習」を開始した。また、平成26年度から自衛消防業務講習修了者を対象とした「自衛消防業務再講習」を開始した。

平成27年度における実施回数及び修了証の交付者は新規講習が13回229人、再講習が13回167人となっている。

10. 防火対象物の使用開始等検査

消防法又は札幌市火災予防条例の規定により、百貨店、旅館、ホテル及び複合用途ビルなどの一定規模以上の防火対象物に、火災の早期発見、初期消火、早期通報及び避難のため、消防用設備等を設置したときは、所轄消防署長に届け出て検査を受けなければならない。なお、平成27年度中の届出により検査を実施したものは3,474件である。

11. 消防用設備等の点検及び報告

防火対象物に設置された消防用設備等は、万一の場合、適切に機能するよう維持管理されなければならない。そのため、関係者はそれらの設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関に報告する義務がある。なお、平成27年度末までに点検報告がなされた防火対象物件数は50,799件である。

指定対象物状況 (平成28年4月1日現在)

(単位：件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	71,808	10,815	9,155	12,017	10,764	3,135	8,646	2,299	3,792	7,692	3,493
指 定 対 象 物 計	18,114	4,040	2,021	2,234	1,862	1,255	1,903	767	1,358	1,782	892
	53,694	6,775	7,134	9,783	8,902	1,880	6,743	1,532	2,434	5,910	2,601
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	22	6	1	4	1	1	4	-	4	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	550	34	77	72	51	46	56	50	72	45	47
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	113	17	16	17	14	7	9	8	8	11	6
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 待 合 ・ 料 理 店	24	6	1	2	2	3	2	4	-	1	3
ロ 飲 食 店	4	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-
3 イ 待 合 ・ 料 理 店	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	826	218	106	95	83	47	65	58	41	68	45
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	204	91	27	28	8	2	12	6	9	13	8
	963	140	115	170	91	62	92	80	49	83	81
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	674	97	97	105	78	31	71	29	33	88	45
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	220	92	15	5	8	4	10	5	63	9	9
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	45	10	5	2	1	-	4	3	16	3	1
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	5,340	1,169	444	616	548	534	743	122	391	559	214
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	37,779	4,243	5,137	6,878	6,200	1,382	5,321	1,002	1,716	4,127	1,773
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	345	50	44	55	31	24	30	19	26	36	30
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ③	378	38	67	46	31	27	43	28	21	44	33
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	465	41	65	59	42	32	52	42	54	46	32
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	36	2	5	12	3	1	1	-	6	2	4
8 函 書 館 ・ 美 術 館	551	40	84	80	68	37	47	27	42	80	46
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	510	39	74	67	50	27	48	42	48	78	37
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	136	13	22	12	9	12	16	11	12	14	15
10 車 両 の 停 車 場	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	685	90	162	80	44	35	79	40	68	48	39
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	18	5	3	-	1	1	4	2	1	-	1
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	86	14	1	3	1	52	4	-	8	1	2
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	13	11	-	-	-	-	1	-	-	-	1
14 倉 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	41	5	7	5	3	3	7	1	2	6	2
16 イ 工 場 ・ 作 業 場	6	2	-	-	-	-	-	-	2	2	-
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	5	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-
17 倉 庫	54	11	8	7	7	4	7	-	2	6	2
18 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	406	86	47	47	29	34	42	28	33	32	28
19 イ 工 場 ・ 作 業 場	90	19	13	14	10	3	9	5	6	9	2
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	304	23	11	73	40	14	14	18	31	69	11
20 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	2,148	111	271	518	453	42	69	69	48	373	194
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 倉 庫	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
22 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	558	150	38	83	48	45	67	27	34	40	26
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	280	104	24	23	38	12	33	8	16	15	7
23 倉 庫	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
24 前 各 項 以 外 の 事 業 場	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
25 倉 庫	317	30	21	57	69	8	25	24	32	42	9
26 前 各 項 以 外 の 事 業 場	2,162	171	255	574	615	47	72	65	28	225	110
27 イ ※ ③	1,438	478	135	177	131	63	140	41	119	108	46
ロ ※ ④	2,543	604	288	399	347	105	237	82	133	238	110
28 16の2 地 下 街	3,390	974	475	366	365	140	275	114	184	342	155
29 16の3 準 地 下 街	1,993	420	273	250	215	71	258	62	132	224	88
30 17 重 要 文 化 財	1,105	296	115	142	177	39	106	46	43	115	26
31 18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	4,061	697	465	762	784	101	466	115	144	393	134
32 19 休 業 等	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	8	8	-	-	1	-	-	-	1	-
	5	1	2	-	-	-	-	-	1	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	855	127	129	103	65	36	104	16	112	92	71

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況（平成27年度中）

（単位：件）

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	19,203	4,357	2,052	2,378	2,875	861	2,018	915	972	1,793	982
指 定 対 象 物 計	7,144	1,813	718	759	604	450	808	371	560	691	370
	12,059	2,544	1,334	1,619	2,271	411	1,210	544	412	1,102	612
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	13	5	1	2	1	-	2	-	2	-	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	266	23	29	35	26	21	31	21	40	21	19
イ キャバレー・ナイトクラブ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	57	14	4	10	3	3	6	6	4	4	3
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	12	4	-	1	2	-	1	3	-	1	-
イ 待 合 ・ 料 理 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	447	143	53	46	37	17	36	32	23	38	22
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	124	52	18	20	3	1	7	3	6	9	5
	442	88	54	55	28	13	50	43	30	32	49
	344	57	55	52	30	10	37	9	18	45	31
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	109	34	2	3	3	-	4	5	55	1	2
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	17	5	2	1	-	-	1	2	3	2	1
	1,640	445	108	188	146	216	232	57	75	122	51
	5,578	1,443	405	538	1320	248	603	317	133	345	226
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	116	22	11	16	6	7	3	7	19	16	9
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	206	25	34	26	13	8	26	7	14	32	21
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	205	25	21	20	17	17	25	20	23	20	17
ニ 更 生 施 設	12	2	1	4	-	-	-	-	4	1	-
	294	24	44	16	32	25	29	21	23	49	31
	193	30	31	9	16	8	12	25	21	30	11
ニ 幼 稚 園 ・ 特 別 支 援 学 校	60	7	9	5	2	-	5	8	7	8	9
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	264	36	48	22	18	12	41	16	24	36	11
	9	4	2	-	1	-	2	-	-	-	-
8 図 書 館 ・ 美 術 館	16	6	1	-	-	-	2	-	6	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20	4	4	1	1	2	4	1	1	1	1
	3	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
10 車 両 の 停 車 場	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	17	4	5	1	1	1	2	-	1	-	2
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	155	38	22	13	6	14	19	14	5	12	12
	34	9	4	8	1	2	5	2	1	1	1
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	97	4	4	22	9	2	9	6	12	26	3
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	853	27	132	185	155	13	24	37	16	165	99
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	215	46	14	29	20	17	34	8	22	12	13
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	99	40	7	8	13	6	10	2	6	5	2
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	106	13	9	15	14	3	16	12	7	13	4
	810	42	109	221	229	15	15	32	8	91	48
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	483	148	38	53	50	22	71	18	43	29	11
	889	189	135	126	115	31	96	33	42	77	45
16 イ ※ ③	1,652	540	202	151	130	29	132	53	117	208	90
ロ ※ ④	1,146	274	161	142	106	25	161	22	81	125	49
	411	108	40	52	52	19	55	18	18	38	11
	1,545	276	218	258	258	32	191	41	51	163	57
16の2 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	8	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 休 業 等	201	61	15	23	10	22	19	14	8	13	16

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

防火管理者の選任と消防計画の届出状況（平成28年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	14,562	件
防火管理者を選任している対象物数	12,820	件（選任率 88.0%）
消防計画を届出している対象物数	12,512	件（届出率 85.9%）

（注）消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上

防火管理・防災管理資格講習実施状況

消防法令の改正により、平成21年6月1日から一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に防災管理者の選任が義務付けられたことから、防災管理者の養成のため、防災管理資格講習を平成21年度から開始した。なお、甲種防火管理・防災管理新規講習は、1回の講習で、甲種防火管理と防災管理の両方の資格が取得できる。

平成27年度の防火管理資格修了証交付者は、甲種が2,531人、乙種が19人であり、昭和63年からの修了証交付者総数は79,716人である。

平成27年度の防災管理資格修了証交付者は、667人であり、平成21年度からの修了証交付者総数は6,968人である。

防火管理・防災管理講習（平成27年度中）

（単位：回、人）

講習種別	講習回数	修了証交付者数
甲種防火管理・防災管理新規講習	6	601
甲種防火管理新規講習	16	1,930
防災管理新規講習	2	66
乙種防火管理新規講習	2	19
甲種防火管理再講習	4	219

防火対象物定期点検報告制度該当対象物の状況（平成28年4月1日現在）

（単位：件）

	該当対象物	点検報告済	特例認定済
合計	2,186	1,037	527
1項イ	20	6	13
1項ロ	269	67	150
2項イ	-	-	-
2項ロ	100	74	5
2項ハ	6	3	-
2項ニ	9	6	-
3項イ	-	-	-
3項ロ	145	81	10
4項	279	174	42
5項イ	109	46	50
6項イ	152	57	59
6項ロ	39	17	8
6項ハ	57	24	12
6項ニ	32	7	13
9項イ	12	6	-
16項イ	954	469	162
16の2項	3	-	3

各種届出状況（平成27年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	5	催物開催	58
厨房設備	3	臨時客席等設置	232
温風暖房機	16	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
ボイラー	348	消防設備業	160
給湯湯沸設備	65	燃焼器具製造業	-
乾燥設備	21	燃焼器具取付・点検整備業	1
サウナ設備	2	少量危険物	1,048
ヒートポンプ冷暖房機	20	指定可燃物	21
火花を生ずる設備	-	灯油販売取扱者	2
放電加工機	-	裸火・危険物使用	511
変電設備	239	営業許可の申請	14
発電設備	104	防火対象物の仮使用の承認	64
蓄電池設備	131	圧縮アセチレンガス	295
ネオン管灯設備	-	受水そうの清掃	-
水素ガスを充てんする気球	-	指定洞道等設備	-
揚煙等の行為	1,351	使用開始	494
煙火打上げ・仕掛け	266		

高層建築物等状況（平成28年4月1日現在）

（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
総数	2,408	2,202	159	36	11
中央	1,246	1,122	87	31	6
北	242	219	20	2	1
東	145	136	8	-	1
白石	158	153	4	1	-
厚別	99	88	9	1	1
豊平	248	239	9	-	-
清田	16	15	1	-	-
南	69	65	4	-	-
西	157	137	17	1	2
手稲	28	28	-	-	-

（注）建築物の最高高さで計上

消 防 同 意

消 防 同 意 の 概 要

消防法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について、特定行政庁若しくは建築主事が許可、認可又は確認を行う場合、また、指定確認検査機関が確認を行う際に、消防長又は消防署長の同意が必要である旨定められている。

これは、申請建築物が消防関係法規などに適合しているかどうかチェックすることにより、火災予防の徹底を図ろうとするものである。

平成27年中の同意件数は2,516件で前年に比較すると106件の増加となった。

行政区別の同意件数は、中央区671件、東区377件、白石区374件の順となっている。

なお、確認通知件数は5,382件である。

建築物の同意処理状況の推移

(単位：件)

区 分	年 別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均値
	建築物同意総数		2,191	2,449	2,603	2,410	2,516
令別表防火対象物		1,620	1,945	2,082	2,002	2,047	1,939
専用住宅等		568	492	512	403	462	487
危険物施設		3	12	9	5	7	7
確認通知総数		5,374	5,466	6,046	5,356	5,382	5,525
総 数		7,565	7,915	8,649	7,766	7,898	7,959

消防同意事務処理状況（平成27年中）

（単位：件）

処 理 区 分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
申 請 種 別 計		2,474	656	270	362	271	77	268	70	115	246	139
確 認 申 請		1,710	321	190	283	225	57	195	52	87	201	99
計 画 通 知		186	112	15	9	7	1	16	3	8	7	8
許 可 申 請		180	126	15	9	1	3	15	3	3	1	4
計 画 変 更		398	97	50	61	38	16	42	12	17	37	28
同 意 ・ 不 同 意 別 計		2,516	671	271	377	274	77	273	70	115	249	139
同 意		2,516	671	271	377	274	77	273	70	115	249	139
（ 同 意 の うち 指 導 し た も の ）		1,111	261	125	179	132	40	114	32	50	115	63
不 同 意		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工 事 種 別 計		2,516	671	271	377	274	77	273	70	115	249	139
新 築		2,281	615	231	340	257	67	256	63	96	232	124
増 築		127	28	24	26	11	4	6	4	6	8	10
改 築		6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更		97	22	16	11	5	5	10	3	13	8	4
大 規 模 の 修 繕		4	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1
大 規 模 の 模 様 替		1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
防 火 対 象 物 別 計		2,516	671	271	377	274	77	273	70	115	249	139
合 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計		2,047	583	206	300	199	60	244	49	92	206	108
1項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	4	-	1	-	-	1	-	1	1	-
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	イ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4項	イ	飲食店	29	15	1	7	2	1	2	-	1	-
	ロ	百貨店・マーケット・店舗・展示場	228	151	7	20	10	4	16	2	3	10
5項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	5	2	2	-	-	-	-	1	-	-
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	837	163	89	116	113	24	142	14	27	110
6項	イ	病院・診療所又は助産所	47	8	9	6	6	1	3	1	4	6
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	56	6	7	5	4	7	6	3	6	5
	ハ	（6）項ロ以外の福祉施設	89	6	14	16	12	6	10	2	10	6
7項	イ	幼稚園・特別支援学校	15	7	2	2	3	-	-	-	1	-
	ロ	小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	32	8	5	6	-	1	8	1	2	-
8項	図書館・博物館・美術館・その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10項	車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-
11項	神社・寺院・教会その他	26	4	3	3	2	1	1	2	3	3	4
12項	イ	工場又は作業場	29	2	1	8	5	1	2	1	1	5
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	54	21	3	9	2	-	4	2	4	7
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14項	倉庫	72	14	7	16	6	-	4	1	10	7	
15項	前各項に該当しない事業場	281	102	30	44	18	5	28	10	7	23	
16項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	153	56	16	18	9	4	11	5	10	14
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	76	10	7	23	7	4	5	5	3	7
16の2項	地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16の3項	建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17項	重要文化財等	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
18項	延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
専 用 住 宅 等		462	85	65	76	75	17	29	21	22	43	
危 険 物 施 設 等		7	3	-	1	-	-	-	-	1	-	
確 認 通 知		5,382	445	1,097	801	439	247	467	486	354	550	496

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

危 険 物

危険物事務の概要

危険物事務は、全国的に統一した処理を行うため機関委任事務とされていたが、地方分権に伴い平成12年4月1日から自治事務となった。

今やガソリンや灯油をはじめとした危険物は日常生活に不可欠な物品として身近に使われていることから、ともすれば災害に対する認識が低くなりやすく、その取扱いの状況によっては、火災、爆発、流出等の潜在的危険性を持っているとも言える。

このことから、消防法では物質の性状に応じて危険物を指定するとともに、貯蔵及び取扱数量や態様に応じて施設の構造や設備についての基準を設けている。また、札幌市火災予防条例においても少量の危険物の貯蔵及び取扱いに係る基準を設け、公共の安全を確保している。

さらに、危険物施設等における火災や危険物の流出等の事故についても、原因調査を行い統計を取りまとめており、同種の事故を防止するための施策整備に活用されている。

1. 危険物施設状況

(1) 全市における行政区別施設数及び割合

全市には、現在6,368施設が存し、行政区別の施設数および割合は次表のとおりである。

	全 市	中 央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区
施 設 数 (件)	6,368	1,313	629	826	934	295	634	208	503	698	328
施 設 割 合 (%)	100.0	20.6	9.9	13.0	14.6	4.6	10.0	3.2	7.9	11.0	5.2

(2) 施設の動向（増・減）

平成26年度との比較では、屋内貯蔵所が2件増加したことを除いて、同数若しくは減少しており、その内訳は、製造所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所が同数、屋外タンク貯蔵所12件、屋内タンク貯蔵所11件、地下タンク貯蔵所35件、移動タンク貯蔵所25件、給油取扱所8件及び一般取扱所7件の減少で、総体的に96件の減少となっている。

(3) 施設の許可及び検査

施設の設置又は変更を行うための許可の件数については、平成27年度367件で平成26年度と比較すると23件の増加となり、工事完了後に行う完成検査は平成27年度361件で平成26年度と比較すると41件の増加となっている。

また、完成検査前検査（タンクの水圧、水張検査）については、平成27年度29件で平成26年度と比較すると4件の減少となっている。

(4) 立入検査

消防法第16条の5の規定に基づき、施設の位置、構造及び設備の管理状況について立入検査を実施しており、平成27年度中の立入検査件数は2,573件である。

(5) 危険物製造所等保安監督者選任状況（平成28年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

危険物保安監督者を選任しなければならない施設	1,234施設
危険物保安監督者を選任している施設	1,208施設
危険物保安監督者の選任率	97.9%

(6) 危険物製造所等予防規程認可状況（平成28年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

予防規程の認可を受けなければならない施設	496施設
予防規程の認可を受けている施設	493施設
予防規程の認可率	99.4%

2. 危険物施設等の事故発生状況

平成27年中の事故発生件数は133件で、平成26年と比較して24件の減少となっており、そのうち危険物施設の事故の内訳は、流出12件及び破損19件の計31件、無許可施設の事故の内訳は、火災1件及び流出1件の計2件、少量危険物施設の事故の内訳は、火災3件及び流出97件で計100件となっている。

危険物施設からの流出の原因は、人的要因が5件、物的要因が5件及びその他要因が2件である。

流出事故の人的要因については、移動タンク貯蔵所からホームタンクへ注油中、注入ノズルが落下したため灯油が流出したもの、給油取扱所（営業用）で顧客が給油ノズルを給油口に差し込んだまま車両を発進させたため、給油ホースが破断し、ホース内のガソリンが流出したもの等である。物的要因としては、配管等の腐食等劣化によるものが多く発生している。

破損事故19件のすべては、給油取扱所で発生しており、顧客が運転操作を誤り、車両を固定給油設備等に衝突させたもの（危険物が流出していないものに限る。）が最も多く、全体の約74%を占め、人的要因が約95%となっている。

危険物施設の事故を総じて考察すると、給油取扱所における顧客の運転操作の誤りにより発生するものの比率が高くなっている。

少量危険物施設の流出の原因は、その多くがホームタンクに関連するもので、固定不十分による転倒、タンク本体、配管及び附属設備の腐食、いたずら等による配管折損、配管のゆるみなどであり、ホームタンクに関連する事故は全体の約91%を占めている。また、灯油ストーブやロードヒーティングボイラーなどに接続されている配管等のゆるみ・亀裂が原因の事故、移動タンクが横転する事故も発生している。

3. 危険物関係事務処理状況

危険物関係事務処理件数は、平成27年度4,458件で平成26年度と比較して406件の増加となっている。

4. 危険物製造所等類・品名別許可数量

第1類は、2,040kgとなっている。

第2類は、34,320kgとなっている。

第3類の貯蔵等はない。

第4類は、平成26年度と比較して約11,537kℓ減少し、約140,868kℓとなっている。

第5類は、260kgとなっている。

第6類は、3,640kgとなっている。

危険物施設状況（平成28年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	6,368	1,313	629	826	934	295	634	208	503	698	328
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	3,671	671	390	511	597	175	283	130	313	373	228
屋内貯蔵所	177	15	18	48	39	4	1	4	7	25	16
屋外タンク貯蔵所	68	1	4	21	15	1	3	—	7	10	6
屋内タンク貯蔵所	511	282	42	21	30	23	34	8	26	30	15
地下タンク貯蔵所	1,748	316	169	230	207	112	163	74	194	174	109
簡易タンク貯蔵所	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
移動タンク貯蔵所	1,155	57	157	185	306	34	82	44	74	134	82
屋外貯蔵所	8	—	—	6	—	1	—	—	1	—	—
● 取扱所計	2,696	642	239	315	337	120	351	78	190	324	100
給油取扱所	506	48	52	91	89	19	39	35	44	48	41
<ul style="list-style-type: none"> 営業用 うちセルフ 営業用以外 	321	38	37	60	45	15	31	20	24	31	20
	108	10	19	17	11	7	9	9	10	8	8
	185	10	15	31	44	4	8	15	20	17	21
販売取扱所	19	2	1	5	7	—	1	—	—	2	1
<ul style="list-style-type: none"> 第一種 第二種 	5	1	—	2	1	—	—	—	—	—	1
	14	1	1	3	6	—	1	—	—	2	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	2,171	592	186	219	241	101	311	43	146	274	58

危険物施設立入検査・指導実施状況（平成27年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,573	483	246	311	303	117	368	100	241	281	123
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	1,526	300	181	191	175	66	166	66	150	147	84
屋内貯蔵所	46	1	4	14	7	2	—	1	2	10	5
屋外タンク貯蔵所	29	—	1	1	11	—	4	—	—	8	4
屋内タンク貯蔵所	207	125	13	9	8	7	12	1	20	9	3
地下タンク貯蔵所	759	121	61	110	59	46	95	27	104	86	50
簡易タンク貯蔵所	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—
移動タンク貯蔵所	481	53	102	57	90	10	55	37	21	34	22
屋外貯蔵所	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
● 取扱所計	1,046	183	65	120	128	51	202	34	91	134	38
給油取扱所	182	5	10	29	29	18	19	22	20	15	15
営業用	109	4	6	19	13	14	16	11	11	11	4
	73	1	4	10	16	4	3	11	9	4	11
販売取扱所	4	—	—	—	3	—	—	—	—	1	—
第一種	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
	3	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	860	178	55	91	96	33	183	12	71	118	23

危険物施設等の事故発生状況（平成27年中）

（単位：件）

種別	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
総数	133	-	-	-	1	1	-	2	-	23	-	4	-	2	91	-	-	-	-	-	9	-
火災	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流出	110	-	-	-	1	1	-	2	-	4	-	4	-	1	88	-	-	-	-	-	9	-
破損	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

危険物施設等の事故発生状況（過去5年間）

（単位：件）

年	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
23	116	-	-	-	1	2	-	7	-	26	-	6	-	1	68	1	1	-	-	-	3	-
24	139	-	-	-	1	1	-	1	-	18	-	8	-	-	99	-	-	-	-	-	11	-
25	154	-	-	1	-	1	-	4	-	31	-	8	-	-	99	-	-	-	-	-	10	-
26	157	-	-	1	-	1	-	6	-	26	-	9	-	-	104	-	-	-	-	-	10	-
27	133	-	-	-	1	1	-	2	-	23	-	4	-	2	91	-	-	-	-	-	9	-

危険物関係事務処理

	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
製造所等														
平成26年度総数	4,052	101	243	320	33	81	4	88	1,223	608	181	28	213	238
平成27年度総数	4,458	106	261	361	29	106	1	103	1,570	605	145	21	214	249
● 製造所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
● 貯蔵所計	2,129	81	111	182	24	10	-	51	897	155	87	12	167	71
屋内貯蔵所	135	5	-	6	-	-	-	-	49	3	2	8	8	28
屋外タンク貯蔵所	91	1	-	1	3	-	-	1	30	9	1	-	13	12
屋内タンク貯蔵所	190	3	6	8	3	1	-	1	123	12	10	1	16	-
地下タンク貯蔵所	1,101	13	38	50	18	9	-	49	517	61	41	1	60	30
簡易タンク貯蔵所	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	601	59	67	117	-	-	-	-	170	69	33	2	70	-
屋外貯蔵所	8	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	1
● 取扱所計	2,329	25	150	179	5	96	1	52	673	450	58	9	47	178
給油取扱所	1,288	1	95	98	4	84	-	13	222	359	9	4	10	133
(営業用)	1,061	1	78	78	-	74	-	5	184	334	6	2	6	100
(営業用以外)	227	-	17	20	4	10	-	8	38	25	3	2	4	33
販売取扱所	5	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
(第一種)	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
(第二種)	2	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	1,036	24	55	80	1	12	1	39	449	91	49	5	37	44

状 況 (平成27年度中)

保安監督者解任届	休止届	再開届	災害発生届	危険作業届	完成検査済証再交付届	着工届	各種中間検査	その他	施設数		平成26年度と平成27年度の施設数比較		製造所等
									平成27年3月末	平成28年3月末	27年度増減件数	増加率%	
213	30	1	40	211	11	7	165	13	6,464	-	-	-	平成26年度総数
223	37	5	33	154	25	5	166	39	-6,368	△96	△2.4		平成27年度総数
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	-	● 製造所
64	25	5	4	40	15	2	96	30	3,752	3,671	△81	△2.2	● 貯蔵所計
23	-	1	-	-	-	1	-	1	175	177	2	1.1	屋内貯蔵所
12	-	-	-	7	-	-	1	-	80	68	△12	△15.2	屋外タンク貯蔵所
-	4	-	1	-	-	1	-	-	522	511	△11	△2.1	屋内タンク貯蔵所
28	18	4	2	32	6	-	95	29	1,783	1,748	△35	△2.0	地下タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	0	-	簡易タンク貯蔵所
-	3	-	1	1	9	-	-	-	1,180	1,155	△25	△2.1	移動タンク貯蔵所
1	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	0	-	屋外貯蔵所
159	12	-	29	114	10	3	70	9	2,711	2,696	△15	△0.5	● 取扱所計
118	8	-	25	60	8	1	32	4	514	506	△8	△1.5	給油取扱所
84	8	-	21	54	1	1	20	4	326	321	△5	△1.5	〔営業用 営業用以外
34	-	-	4	6	7	-	12	-	188	185	△3	△1.6	
1	-	-	-	-	-	-	-	-	19	19	0	-	販売取扱所
1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	0	-	〔第一種 第二種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	14	0	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移送取扱所
40	4	-	4	54	2	2	38	5	2,178	2,171	△7	△0.3	一般取扱所

危険物製造所等類・品名別

製造所等別 類品名別	総数	製造所	貯 蔵 所							
			計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	
施設数	6,368	1	3,671	177	68	511	1,748	4	1,155	
第一類 (kg)	計	2,040	—	2,040	2,040	—	—	—	—	—
	塩素酸塩類	20	—	20	20	—	—	—	—	—
	過塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無機過酸化物	10	—	10	10	—	—	—	—	—
	亜塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臭素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	よう素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	過マンガン酸塩類	290	—	290	290	—	—	—	—	—
	重クロム酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—	—
その他のもの	1,680	—	1,680	1,680	—	—	—	—	—	
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二類 (kg)	計	34,320	—	34,320	34,320	—	—	—	—	—
	硫酸りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	赤りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硫酸黄	1,000	—	1,000	1,000	—	—	—	—	—
	鉄粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
引火性固体	33,320	—	33,320	33,320	—	—	—	—	—	
第三類 (kg)	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルアルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルリチウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	黄りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルカリ金属等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有機金属化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属の水素化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属のりん化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カルシウム炭化物等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (1) (平成28年4月1日現在)

屋外	取扱所								製造所等別		類品名別
	計	給油			販売			移送	一般		
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
8	2,696	506	321	185	19	5	14	-	2,171	施設数	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩素酸塩類	第一類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	亜塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臭素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	よう素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過マンガン酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重クロム酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫化りん	第二類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫黄	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉄粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マグネシウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引火性固体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カリウム	第三類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ナトリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルアルミニウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルリチウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黄りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルカリ金属等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有機金属化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属の水素化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属のりん化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カルシウム炭化物等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

危険物製造所等類・品名別

製造所等別 類品名別	総数	製造所	貯 蔵 所							
			計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	
施設数	6,368	1	3,671	177	68	511	1,748	4	1,155	
第四類 (g)	計	140,868,234	12,000	86,260,779	4,991,173	26,912,334	4,856,482	41,685,285	2,659	7,496,165
	特殊引火物	6,410	—	6,345	6,345	—	—	—	—	—
	第一石油類	17,955,330	—	4,967,327	1,237,473	1,637,370	—	144,600	2,164	1,945,720
	うち水溶性	49,981	—	46,981	46,981	—	—	—	—	—
	アルコール類	1,343,060	12,000	1,298,657	160,907	1,072,250	—	38,000	—	27,500
	第二石油類	92,112,543	—	53,261,607	1,024,479	20,363,600	399,428	26,447,940	495	4,894,425
	うち水溶性	88,626	—	87,626	78,626	—	—	—	—	—
	第三石油類	27,503,023	—	25,006,626	1,082,352	3,823,114	4,454,354	14,930,746	—	593,820
	うち水溶性	147,765	—	147,360	143,760	—	—	—	—	—
	第四石油類	1,945,888	—	1,718,237	1,477,637	16,000	2,700	124,000	—	34,700
	動植物油類	1,980	—	1,980	1,980	—	—	—	—	—
第五類 (kg)	計	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	有機過酸化物	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	硝酸エステル類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロソ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジアゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドラジンの誘導体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六類 (kg)	計	3,640	—	3,640	3,640	—	—	—	—	—
	過塩素酸	300	—	300	300	—	—	—	—	—
	過酸化水素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸	3,340	—	3,340	3,340	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (2) (平成28年4月1日現在)

屋外	取扱所									製造所等別	類品名別
	計	給油			販売			移送	一般		
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
8	2,696	506	321	185	19	5	14	-	2,171	施設数	
316,680	54,595,455	28,984,986	24,391,683	4,593,303	250,682	23,196	227,486	-	25,359,787	計	
-	65	-	-	-	65	65	-	-	-	特殊引火物	第四類 (ℓ)
-	12,988,003	12,705,908	12,386,852	319,056	75,578	9,369	66,209	-	206,517	第一石油類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	うち水溶性	
-	32,403	-	-	-	1,082	682	400	-	31,321	アルコール類	
131,240	38,850,936	15,744,775	11,471,128	4,273,647	153,532	13,055	140,477	-	22,952,629	第二石油類	
9,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-	1,000	うち水溶性	
122,240	2,496,397	532,343	531,743	600	20,425	25	20,400	-	1,943,629	第三石油類	
3,600	405	-	-	-	5	5	-	-	400	うち水溶性	
63,200	227,651	1,960	1,960	-	-	-	-	-	225,691	第四石油類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	動植物油類	
-	250	-	-	-	250	-	250	-	-	計	第五類 (kg)
-	250	-	-	-	250	-	250	-	-	有機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸エステル類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ニトロ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ニトロソ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アゾ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ジアゾ化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドラジンの誘導体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドロキシルアミン	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヒドロキシルアミン塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	第六類 (kg)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過酸化水素	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

防火協力団体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

（設 立）

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

この後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体とし区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

（目 的）

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

（組 織）

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会 10区防火委員会 2,109委員

（事 業）

1. 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
2. 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
3. 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
4. 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
5. その他、本会の目的達成のために必要なこと。

各区少年消防クラブ協議会

（設 立）

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

（目 的）

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

（組 織）

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会 少年消防クラブ49クラブ クラブ員数901人 指導者数312人

（事 業）

1. 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
2. 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
3. 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
4. 関係機関との連絡調整に関すること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事項。

札幌防火管理者協議会連合会（各区防火管理者協議会）

（設 立）

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年、平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、現在の1連合会10協議会となった。

（目 的）

事業所等における防火管理業務の推進を図るため、会員相互の防火安全対策に係る資質の向上を図り、地域社会における防火防災思想の普及啓発により安全・安心なまちづくりに貢献することを目的としている。

（組 織）

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により各区防火管理者協議会を組織し、10区協議会2,540会員によって連合会を組織している。

（事 業）

各種研修会、会報誌などを通じて防火管理技術の向上を図るとともに、消防機関や各防火関係団体との連絡協調を図り、防火防災思想の普及啓発を推進している。

平成27年度には、近年の会員数の減少等の課題を踏まえ、連合会において、将来的視点での運営体制を検討し、連合会と各区防火管理者協議会を統合して1団体に再編する「統合再編プラン」を取りまとめ、各区防火管理者協議会において可否を問う決議が行われた。

これにより、平成28年度中に新たな組織として「札幌防火管理者協会」を設立することを決定した。



札幌危険物安全協議会連合会（各区危険物安全協議会）

（設 立）

昭和40年3月に北区危険物安全協議会が発足し、その後、政令指定都市への移行に伴い7危険物安全協議会となり、各協議会相互の連絡協調を図るため、昭和53年5月30日に札幌危険物安全協議会連絡調整会が設立された。さらに平成元年11月の分区に伴い、9危険物安全協議会となり、平成9年11月の分区に伴い現在の10危険物安全協議会となっている。

また、平成4年4月には、札幌危険物安全協議会連絡調整会を札幌危険物安全協議会連合会と改称し、組織を強化するとともに、より充実した事業の推進を目指している。

（目 的）

危険物製造所等における技術上の基準の維持管理の徹底と危険物取扱い作業の安全確保を図るため、会員相互の資質の向上により危険物に関わる災害事故の防止に努め、併せて各区危険物安全協議会相互の連絡協調を図り、危険物施設の保安体制の充実強化を目的としている。

（組 織）

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもつ

て区危険物安全協議会を組織し、各区の危険物安全協議会（計1,132会員）及び賛助会員（18会員）の計1,150会員をもって連合会を組織している。

（事業）

各種研修会の実施、会報誌などを通じて、各危険物施設における保安体制の充実強化を図るとともに、消防機関や各防火関係団体との連絡協調を図り、防火防災思想の普及啓発を推進している。また、危険物等の災害予防について功績のあった団体及び個人に対しての表彰を行っている。



平成27年度には、近年の会員数の減少等の課題を踏まえ、連合会において、将来的視点での運営体制を検討し、連合会と各区危険物安全協議会を統合して1団体に再編する「統合再編プラン」を取りまとめ、各区危険物安全協議会において可否を問う決議が行われた。

これにより、平成28年度中に新たな組織として「札幌危険物安全協会」を設立することを決定した。

札幌石油燃焼器具整備業協議会

（設立）

昭和49年3月26日に設立された。

（目的）

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（組織）

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもって組織する。

一般会員 100 賛助会員 4

（事業）

1. 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項。
2. 点検整備等についての技術的な助言に関する事項。
3. 防火思想の普及宣伝に関する事項。
4. 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事項。

ガス事務の概要

高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務は、高圧ガスについては、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づき、高圧ガスの有する危険性による災害事故を防止するため、高圧ガスの製造から貯蔵、販売、輸入、移動その他の取扱いに関して規制を行っている。液化石油ガスについては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造、販売等を規制することにより液化石油ガスによる災害事故を防止するとともに液化石油ガスの取引の適正化を図っている。

また、ガス事業法に基づき、都市ガス用品販売事業者への立入検査等の事務も行っている。

平成27年度中における事務概要については、次のとおりである。

1. 事業者状況

全市には、現在2,512の事業者が存在し、うち、高圧ガス関係1,798事業者、液化石油ガス関係714事業者となっている。

2. 各種申請・届出状況

各種申請・届出総数は1,189件で、高圧法関係499件、液石法関係690件となっている。うち、製造施設及び貯蔵所の設置、変更の許可申請、液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関の認定申請等の許可申請関係は54件であった。

3. 各種検査状況

製造施設等の設置、変更許可に伴う完成検査は27件、一定規模以上の事業所に対して行う保安検査は23件であった。また、事業所における安全対策等を定期的に監督・指導するための立入検査は798件となっている。

4. 事故発生状況

平成27年における高圧法第63条第1項に係る事故は18件発生しており、高圧法関係7件、液石法関係11件で、平成26年と比較して全体件数は23件の減少となった。これは、高圧法関係の容器喪失・盗難が大幅に減少したこと及び液石法関係の漏えい事故が半減したことによる。

事故の内訳は、高圧法関係が噴出・漏えい2件、容器の喪失・盗難5件で、液石法関係が漏えい7件、漏えい爆発1件、漏えい爆発火災3件であった。なお、液石法関係で重症者1名及び軽症者2名が発生している。

ガス関係事業状況（平成28年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,512	606	322	322	317	86	241	119	122	261	116
高圧ガス関係計	1,798	486	213	213	217	77	166	85	81	179	81
第一種製造者	81	19	6	9	14	1	7	6	3	16	-
第二種製造者	825	219	103	80	67	47	89	46	49	75	50
高圧ガス販売業者	710	211	86	99	114	22	58	25	20	58	17
第一種貯蔵所	19	3	1	2	3	1	3	2	-	2	2
第二種貯蔵所	87	18	14	12	9	3	6	2	5	11	7
特定高圧ガス消費者	45	8	3	4	4	2	3	2	3	11	5
容器検査所	31	8	-	7	6	1	-	2	1	6	-
液化石油ガス関係計	714	120	109	109	100	9	75	34	41	82	35
液化石油ガス販売事業者	156	31	23	23	22	-	18	5	10	17	7
保安機関	163	32	23	26	26	-	15	6	11	17	7
充てん事業者	9	1	-	-	4	1	-	1	-	2	-
特定液化石油ガス設備工事事業者	386	56	63	60	48	8	42	22	20	46	21

ガス関係申請・届出状況（平成27年度中）

（単位：件）

	総数	高圧法関係	液石法関係	
総数	1,189	499	690	
許可関係計	54	35	19	
	高圧ガス製造許可申請書	2	保安機関認定更新申請書	8
	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	18	充てん設備許可申請書	5
	第一種貯蔵所設置許可申請書	2	貯蔵施設等変更許可申請書	-
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	1	貯蔵施設等設置許可申請書	4
	容器検査所登録申請書	2	保安業務規程認可申請書	-
	容器検査所登録更新申請書	7	保安業務規程変更認可申請書	2
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	3	一般消費者等の数の増加許可申請書	-
			液化石油ガス販売事業登録申請書	-
			充てん設備変更許可申請書	-
検査関係計	50	40	10	
	製造施設完成検査申請書	18	貯蔵施設等完成検査申請書	3
	第一種貯蔵所完成検査申請書	2	充てん設備完成検査申請書	4
	保安検査申請書	20	充てん設備保安検査申請書	3
届出関係計	1,085	424	661	
	高圧ガス製造事業届書	28	液化石油ガス販売所等変更届書	75
	第一種製造事業承継届書	1	液化石油ガス販売事業承継届書	-
	第二種製造事業承継届書	2	業務主任者等選任（解任）届書	49
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	20	液化石油ガス販売事業廃止届書	2
	高圧ガス製造施設等変更届書	3	保安機関変更届書	5
	第一種貯蔵所承継届書	-	保安機関承継届書	-
	第二種貯蔵所設置届書	9	保安業務廃止届書	3
	第一種貯蔵所軽微変更届書	-	充てん設備変更届書	17
	第二種貯蔵所位置等変更届書	3	充てん設備保安検査受験届書	17
	高圧ガス販売事業届書	42	充てん設備保安検査結果報告書	20
	高圧ガス販売事業承継届書	2	充てん設備完成検査受験届書	-
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	2	充てん設備完成検査結果報告書	-
	高圧ガス製造開始届書	1	液化石油ガス設備工事届書	36
	高圧ガス製造廃止届書	33	特定液化石油ガス設備工事開始届書	16
	貯蔵所廃止届書	4	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	136
	高圧ガス販売事業廃止届書	24	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	2
	特定高圧ガス消費届書	3	液化石油ガス販売事業報告	135
	特定高圧ガス消費者承継届書	-	保安業務実施状況報告	137
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	3	充てん事業報告	7
	特定高圧ガス消費廃止届書	1	一般消費者等の数の減少届書	-
	危害予防規程届書	6	貯蔵施設等変更届書	1
	高圧ガス保安統括者届書	14	その他	3
	高圧ガス保安技術管理者等届書	17		
	高圧ガス販売主任者届書	75		
	特定高圧ガス取扱主任者届書	14		
	高圧ガス保安統括者代理者届書	11		
	高圧ガス製造休止届書	-		
	高圧ガス保安協会保安検査受験届書	13		
	指定保安機関保安検査受験届書	21		
	保安検査結果報告書	34		
	事故届書	15		
	冷凍保安責任者届書	-		
	冷凍保安責任者代理者届書	2		
	検査主任者届書	14		
	容器検査所廃止届書	4		
	その他	3		

ガス関係立入検査実施状況（平成27年度中）

（単位：件）

事業区分	総 数	高圧法関係								液石法関係					ガス用品・器具等関係		
		小計	第一種製造者	第二種製造者	高圧ガス販売業者	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	容器検査所	小計	液化石油ガス販売事業者	保安機関	充てん事業者	特定液化石油ガス設備工事事業者	小計	都市ガス用品の販売事業者	液化石油ガス器具等の販売事業者
実施件数	798	562	21	202	288	12	19	17	3	172	57	59	3	53	64	12	52

ガス関係事故発生状況（平成27年中）

事業区分	総 数	高圧法関係								液石法関係						
		小計	爆発	火災	噴出・漏えい	破裂・破壊	喪失・盗難	その他	小計	漏えい	漏えい爆発		漏えい火災	中毒・酸欠	その他	
											漏えい	爆発				
事故発生件数（件）	18	7	-	-	2	-	5	-	11	7	1	3	-	-	-	
人的被害（名）	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	2	-	-	-	
死者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重傷者	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
軽傷者	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	